



子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた 今後の幼児教育の在り方について

答申の概要



子どもの最善の利益のために

子どもの視点に立って幼児教育の将来を考えました

平成17年1月28日

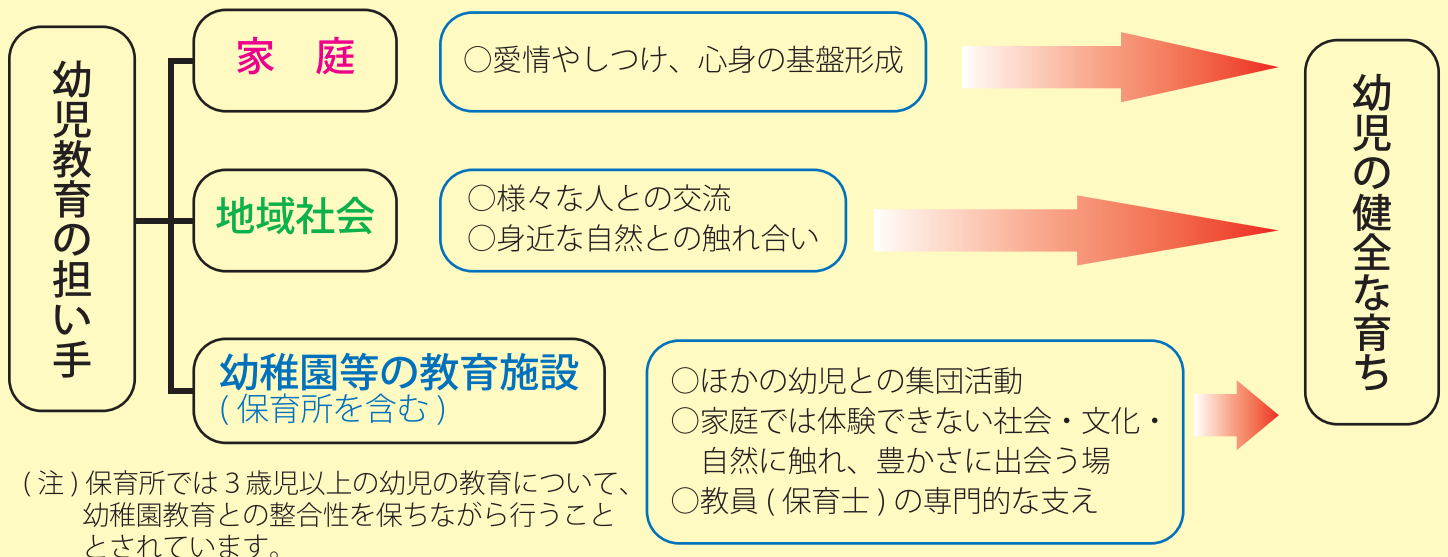
中央教育審議会

幼児期の教育は大切です。

- 幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。
この時期に幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。
- 私たち大人は、**幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものである**ことを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払う必要があります。



家庭・地域社会・幼稚園（保育所）等の三者が幼児期の育ちを支えます。



幼稚園等の教育施設では、教員などの計画的な指導のもと、 幼児は「遊び」を通じて、「生きる力」の基礎を培っていきます。

- 幼稚園等の教育施設では、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として扱います。そして、教育の専門家である教員・職員の援助のもと、**組織的に、計画的な指導**を行います。
幼児は、夢中になって遊ぶ中で、好奇心をはぐくみ、知識や技術を身に付けていきます。また同年代の幼児と集団で生活することにより、社会性や道徳心、健康を培っていきます。
つまり、幼稚園等では、教員等が幼児の主体的な「遊び」を中心に計画的に指導を進めながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行い、「生きる力」の基礎を育成しています。
- 幼児教育における学びは、受験などのために知識の獲得を先取りするような、いわゆる「早期教育」とは本質的に異なります。
目先の結果のみを重視するのではなく、多様な活動を経験することによって好奇心や探究心を養い、生涯にわたる学びの基礎を作っています。いわば「**後伸びする力**」をはぐくんでいます。



しかし近年、地域社会や家庭の変化などが、

子どもの育ちに影響を及ぼしています。

近年の子どもの育ちが何かおかしい。—幼児教育の今日的課題—

- 幼児教育関係者の努力にもかかわらず、「近年の子どもの育ちが何かおかしい」と指摘されることが多く、幼児教育の今日的課題となっています。

子どもの育ちの変化

- 基本的な生活習慣の欠如
- コミュニケーション能力の不足
- 自制心や規範意識の不足
- 運動能力の低下
- 小学校生活への不適応
- 学びに対する意欲・関心の低下



その背景にあるのは…地域社会や家庭の教育力の低下

我が国の社会の急激な変化等に伴う教育力の低下

- 少子化、核家族化、都市化、情報化等の経済社会の急激な変化
- 人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化、大人優先の社会風潮など

地域社会の教育力の低下

- 子どもどうして遊び、葛藤しながら成長する体験の機会の減少
- 身近な自然や遊びの場の減少
- 近隣の大人の無関心

(影響)

家庭の教育力の低下

- 子育ての孤立化による(親の)育児不安や情緒不安定
- 子育てに夢を抱きづらい状況・意識
- 過重な労働等の子育てへの影響

(影響)

- 現在の幼稚園等施設における教員等にとっては、社会の変化等に伴う新たな課題に対応するための能力が必要とされていますが、一方で、近年の教員自身に多様な経験などが不足しており、幼児教育を実践する上で必要となる資質が十分に備わっていないとの指摘もあります。

幼稚園教員等の今日的課題

- 家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため、資質・専門性を高める必要
 - 教員等自身の成長過程における多様な体験の不足
- ➡ 保育を構想し実践する能力、保護者等との良好な関係を構築する能力が十分に備わっていない傾向

家庭・地域社会の教育力の再生・向上、

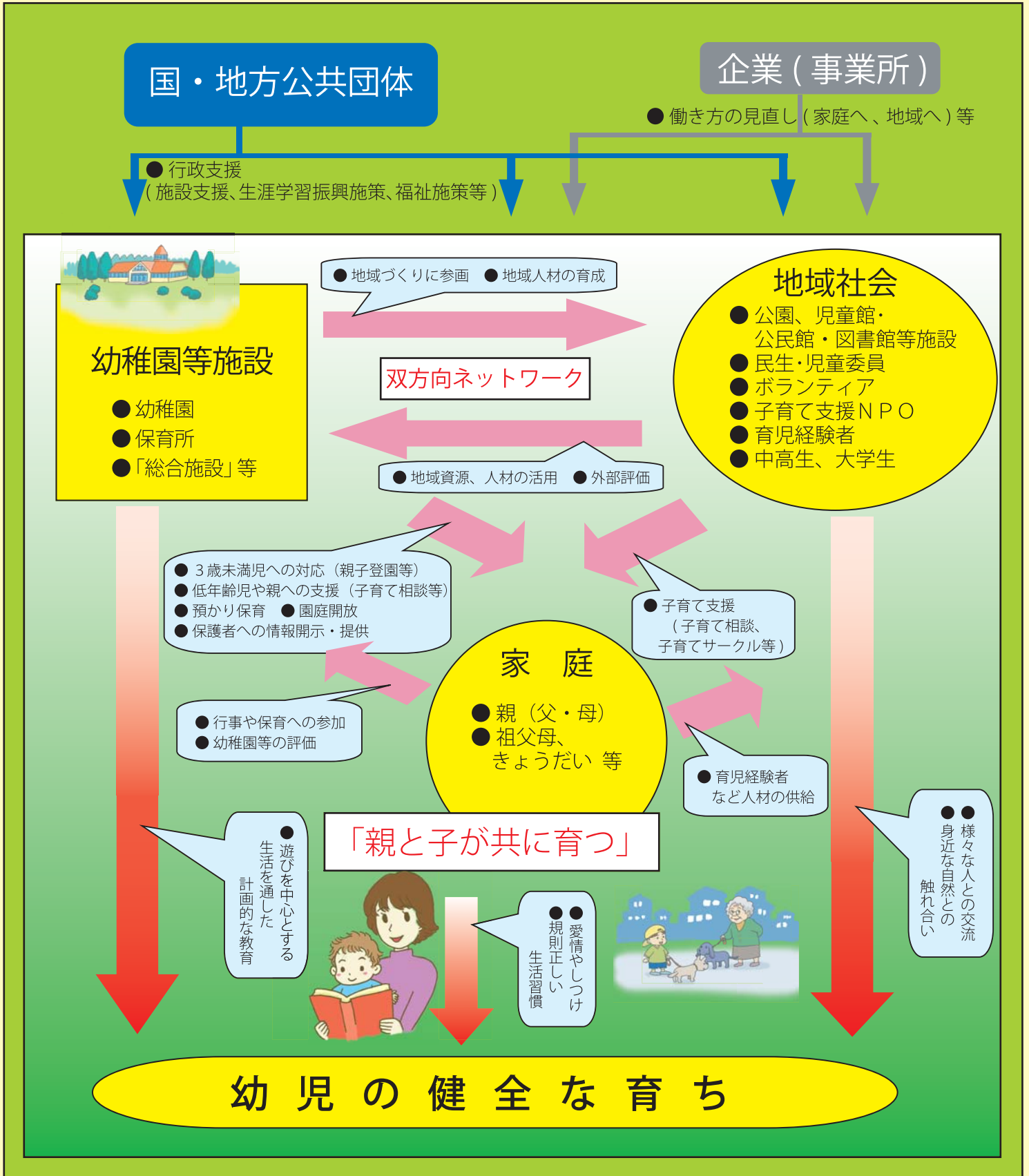
幼稚園等施設の幼児教育機能の拡大等が求められています。

今後の幼児教育の方向性は？

→ 次の2つの方向性から取組を進めるべきです。

方向性① 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進

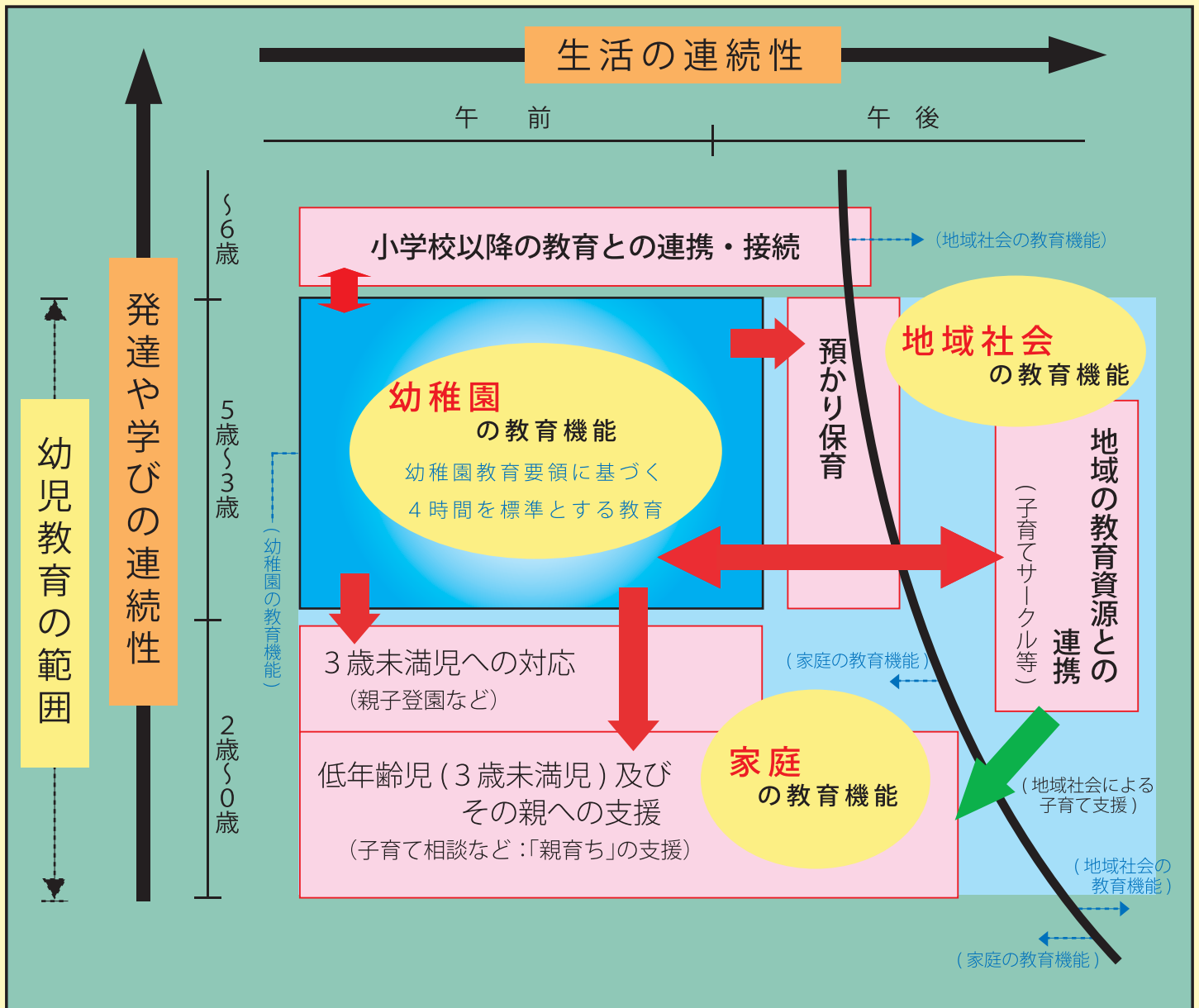
○ 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者が連携しながら総合的に幼児教育を推進していく必要があります。



方向性② 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

- 家庭・地域社会・幼稚園等施設が連携することにより、幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保するとともに、その成果を円滑に小学校に引き継ぐために、幼児教育の充実を図る必要性があります。

(例) 幼稚園からみた、幼児の「生活の連続性」と「発達や学びの連続性」



◎ 幼稚園に求められる役割の拡大

- 上の図の縦軸は、下から上へ、幼児の年齢段階を示します。図の横軸は、左から右へ、日中における、幼児の生活の流れを示します。この縦・横の、「発達や学び」と「生活」の連続性の中で、幼児の成長が織り成されていると言えます。
- 幼児教育を支える3つの主体のうち、従来からの「幼稚園」の教育の役割は、縦軸「年齢」では、3歳～5歳、横軸「生活」では「午前」を中心とする機能でした（図の青色の四角形）。
それを取り囲むように、「家庭」及び「地域社会」の教育機能が存在します。図の右半分の右下がりの太線は、家庭と地域社会との教育機能の境界線を示します。
- 家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮していれば、幼稚園の教育は、「3歳～5歳を対象、午前を中心とする4時間を標準とする教育」を行えばよいことになります。
- しかし家庭・地域社会の教育力の低下等の現状を受け、**幼稚園等施設には、家庭や地域社会の教育力を補完、再生・向上させていく役割**などが求められるようになってきています（図の赤い矢印）。

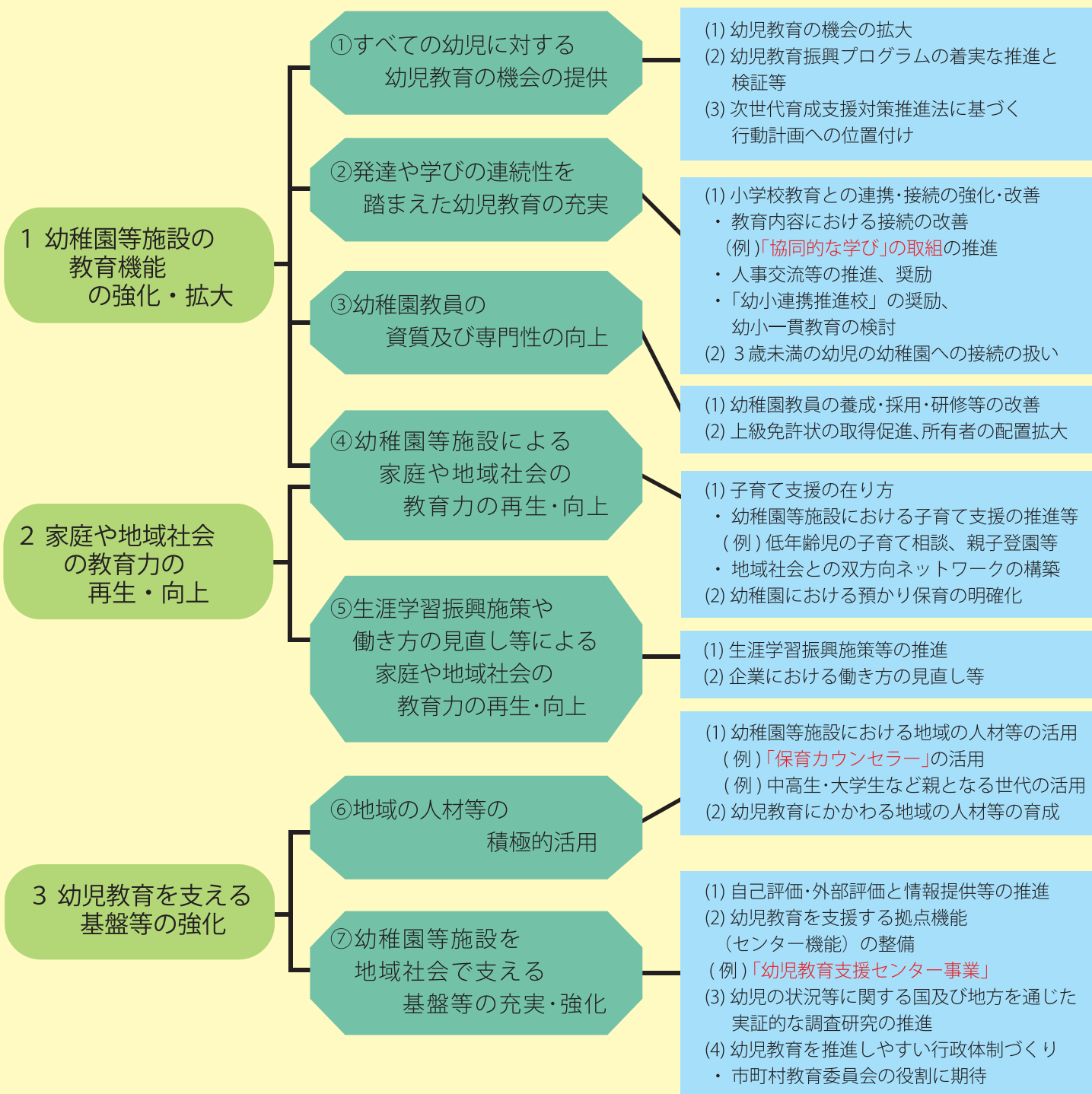
幼児教育の充実のための具体的な取組 → 3つの課題と7つの重点施策

○ 中央教育審議会では、今後の幼児教育の取組の方向性を踏まえ、幼児教育の機能強化のための具体的方策について、取り組むべき3つの課題と、重点的に実施すべき7つの施策に整理して提言しました。

《 3つの課題 》

《 7つの重点施策 》

《 具体的施策 》



(注) ●「協同的な学び」

主に5歳児を対象として、幼児どうしが、教員の援助のもとで、共通の目的・挑戦的な課題など、一つの目標を作り出し、協力工夫して解決していく活動。自発的、意欲的に学ぶ姿勢や協調性を養う効果がある。

●「保育カウンセラー」

教員にアドバイスしたり、育児の悩みを持つ保護者の相談に応じる、幼児教育に関わるカウンセリングの専門家

●「幼児教育支援センター事業」

市町村教育委員会が幼稚園等施設に「保育カウンセラー」や「幼小連携アドバイザー」など専門家を派遣して幼稚園等施設における子育て支援や小学校教育との連携等を支援する事業

幼稚園と保育所の連携も必要です。



- 学校である幼稚園と、児童福祉施設である保育所とでは、目的や機能において違いがあります。
- ただし、両施設とも、小学校入学前の幼児を対象に保育を行う施設であることから、少子化の進行、保育ニーズの多様化などを踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、近年、両施設の連携を進めてきました。

幼稚園と保育所の違い（主な相違点）

	幼稚園	保育所
根拠法令	学校教育法	児童福祉法
目的	「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」
機能・役割	満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に教育を行う学校	親の就労等により「保育に欠ける」乳幼児（0歳～小学校就学前）を保育する児童福祉施設
入園・入所	保護者と幼稚園の契約	保護者と市町村の契約
教育・保育の内容	幼稚園教育要領に基づく	保育所保育指針に基づく
1日の教育・保育時間	4時間を標準	8時間を原則
担当職員の資格	幼稚園教諭	保育士
制度の所管	文部科学省	厚生労働省

- (例) ●施設の共用化
- 幼稚園教諭・保育士の資格併有促進
 - 合同研修の実施
- 今後の幼児教育の在り方

として、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園と保育所とで区別することなく保障していく必要があるため、今後とも、幼稚園と保育所の連携を進める必要があります。

新しい選択肢として「総合施設」の在り方が検討されています。

- 例えば少子化が急速に進行している地域など、地域によっては幼稚園と保育所といった既存の制度の枠組みだけでは、必ずしも柔軟に対応できにくい状況がみられます。地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切・柔軟に対応するような新しい枠組みを求める声も高まってきています。こうした流れを踏まえ、平成18年度から、地域のニーズに応じ、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を設置することができるように、文部科学省、厚生労働省等で検討・準備を進めています。

この「総合施設」の在り方については、中央教育審議会の幼児教育部会と、社会保障審議会の児童部会との合同の検討会議にて議論が進められ、平成16年12月24日に「審議のまとめ」が公表されました。

- この「審議のまとめ」の内容や、地方公共団体・保護者のニーズ等を幅広く踏まえ、今後、国において「総合施設」の具体的な制度設計が進むことが期待されます。

「総合施設」検討スケジュール

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）
- 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。

平成16年度

- 中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
- ↓
- 平成16年12月24日「審議のまとめ」公表

平成17年度

- 試行事業を先行実施
- 本格実施に向けた準備

平成18年度

- 本格実施

《中央教育審議会での審議の経緯》

- 平成 15 年 5 月 15 日 文部科学大臣より中央教育審議会に対して諮問
(「今後の初等中等教育改革の推進方策について」)
- 10 月 16 日 中央教育審議会初等中等教育分科会に幼児教育部会設置
(「義務教育制度に接続するものとしての幼児教育の在り方」について審議開始)
(答申の取りまとめまで、計 19 回開催)
- 16 年 10 月 21 日 中央教育審議会総会 (中間報告案審議)
10 月 29 日 中央教育審議会会長から文部科学大臣に中間報告を提出、公表
～ 11 月 26 日 中間報告についての意見募集
- 17 年 1 月 26 日 中央教育審議会総会 (答申案審議)
1 月 28 日 中央教育審議会会長から文部科学大臣に答申を提出、公表

※ 答申の全文は、文部科学省のホームページからご覧いただけます。

→http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/choukyo/chukyo0/toushin/05013102.htm

また、「総合施設」に関する中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議「審議のまとめ」の全文も、同じホームページからご覧いただけます。



中央教育審議会では、この答申を機に、

幼児教育の重要性について、社会全体で認識が深まり、

議論の輪が広がることを期待しています。

みなさんの声をお寄せください。

中央教育審議会（幼児教育部会）事務局

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1

電話 03-5253-4111 (内線 3290) Eメール youji@mext.go.jp